

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第3回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和4年11月4日(金) 午前10時00分から午前11時15分まで
3 開催場所	津市リージョンプラザ2階第3会議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事(兼)調達契約課長 織田充彦 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課主査 横田拓也 上下水道管理局长 浅井英幸 上下水道管理局次長 上嶋幹久 上下水道管理課長 濱地秀幸 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主査 土田朱音 市営住宅課市営住宅維持担当副参事 橋本勝人 津南工事事務所維持担当副参事 竹田正憲 下水道工務担当参事(兼)下水道工務課長 竹村広己
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について ア 入札及び契約手続の運用状況 イ 指名停止措置等の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1)入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 津市モーターボート競走場スタンド棟照明器具取替修繕について、予定価格約4000万円に対し、契約金額1100万円と、大きな差がありますが、その要因はどういったところにあるのでしょうか？また、参加4者の入札金額はどのような状況だったのでしょうか？

(事務局)

A 本修繕は、既設の照明器具1407台分をLEDに取り替える内容であり、設計金額の多くを機器費が占めますが、業者それぞれの取引状況により、安価に機器を納入できる業者が安く応札した結果ではないかと考えております。また、落札業者の入札金額が、他の業者と比べ特別低かったというものではありませんでした。

(委員)

Q そうすると、予定価格が高かったということでしょうか？

(事務局)

A 予定価格については、積算基準をもとに最新の単価を適用のうえ算出した適正な価格ですが、実際の市場価格とは少し乖離があり、今回の入札結果となったものと考えております。

(委員)

Q 参加4者のうち、最も高かった業者の入札金額はいくらだったのですか。

(事務局)

A 税抜きで1357万円でした。

(委員)

Q 天神ポンプ場（場内整備）及び天神第2雨水幹線築造工事について、総合評価落札方式として発注されていますが、価格点が1位の業者が落札したのか、価格以外の評価点が1位の業者が落札されたのか教えてください。

(事務局)

A 本工事への参加者9者いずれもが同額での入札であり、価格以外の評価点が1位であった業者が落札したものです。

(委員)

総合評価落札方式による入札については、よい取り組みであると思いますので、今後については、価格以外の評価点などを資料として提示いただければと思います。

(委員)

Q 業務委託の入札参加者数について、不調や中止となるような参加者が少

ない案件がある一方で、10者を超えるほど多くの業者が参加している案件もありますが、なにか要因はあるのでしょうか？

(事務局)

A 業務委託については、それぞれの業務に応じた業種へ名簿掲載されている業者を対象に発注しておりますが、業種ごとに名簿掲載者数が違うことが影響しているのではないかと考えております。

また業務によっては、品質確保を目的に実績要件を入札参加資格とすることもあり、入札参加者数に影響を及ぼすことがあります。

(委員)

Q 実績要件を付すような特殊な業務については、指名競争入札としているのですか？

(事務局)

A 指名競争入札ではなく、実績要件を入札参加条件とした一般競争入札として発注し、品質を確保しつつ、広く参加者を募集する入札方式としています。

(委員)

Q 工事の入札状況を見ていると、入札参加者の大半がくじ引きへ参加している案件や、入札参加者の全てがくじ引きへ参加している案件が多く見受けられ、競争性が失われているように思いますが、その要因はどういったところにあるのでしょうか？

(事務局)

A 今年6月1日以降の発注分から、最低制限価格の算出に係る増減調整を廃止しております。原則、予定価格を事前に公表し、最低制限価格の算出式も公開し、また、土木系の工事については、積算参考資料も公開している現状においては、業者にとっては、最低制限価格の計算が容易な状況にあるものと認識しております。

最低制限価格と同額での入札が増え、またその価格で落札がされていることについては、入札参加業者が判断していることであり、全く競争性がないものではないと考えております。

ただし、結果だけ見れば、競争性に一部課題があるように見える部分もありますので、試行的に実施している総合評価落札方式による入札や予定価格の事後公表による発注件数を増やしつつ、状況を注視してまいりたいと考えております。

(委員)

Q こうした入札結果に対して、業者の意見や反響はありますか？

(事務局)

A 広く業者から意見を聞いたわけではありませんが、業者から聞こえてく

る声としては、意見が分かれているところです。過去に実施していた増減調整について不透明感を持っていた業者からは、くじ引きが増えたとしても、調整がなくなった現状を容認する意見があります。一方で、くじ引きへの参加者数が増えたことにより、落札できる確率が減ってしまう状況に対し、増減調整は一定の効果があったのではないかとの意見もあります。業者から見たときの公正性や透明性という観点から、現状を容認する意見のほうが多いような印象があります。

(委員)

Q 津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る基本設計業務委託について、1度目の入札では1者が参加のうえ、不調という結果でしたが、最低制限価格をいくら下回ったのでしょうか？

(事務局)

A 最低制限価格を1万円下回った結果、不調となったものです。

(委員)

Q 2度目の入札で1者参加のうえ落札されていますが、1度目に参加した業者と、2度目に参加した業者は同一の業者だったのでしょうか？

(事務局)

A 同一の業者でございます。

(委員)

Q 2度目の入札においては、他に入札参加者がいないであろうことを見越して、予定価格に近い金額で入札されたということなのでしょうか？

(事務局)

A 本案件については、実績要件を付し発注しております。事前に要件を満たす業者が数者存在することを確認のうえ発注しましたが、結果的に1度目の入札において1者のみの参加となりました。2度目の入札においては、おそらく他に参加者がなく、予定価格に近い金額でも落札できるであろうと判断され、このような入札結果となったものと考えております。

(2)指名停止措置等の運用状況

(委員)

Q 株式会社鈴木塗装工務店名古屋支店への指名停止について、指名停止基準では1月以上12月以内の範囲内となっているところ、2月の指名停止となっていますが、悪質性が高いと判断されたのでしょうか？

(事務局)

A この案件については、建設業法違反に基づく監督処分を受けたことに対し、指名停止としたものですが、指名停止基準の運用内規に基づき、監督処分の内容に応じ措置期間を決定したものでございます。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(7) 藤方第2雨水幹線築造工事

(委員)

Q 総合評価落札方式で発注を行うにあたって基準はありますか？

(事務局)

A 工事の難易度や規模を鑑みて総合評価落札方式での発注を検討します。

(事務局)

A 総合評価落札方式は試行段階であり、明確に基準を設けているわけではありませんが、土木一式工事ではAランク、6千万円以上の工事について、工事の特性や難易度を勘案して設定しています。

(委員)

Q 価格評価点とはどういった計算式により算出されるのでしょうか？入札結果を見ると、入札金額が1億円以上違うにも関わらず、価格点の差が小さいように思いますが。

(事務局)

A 今回の工事では価格評価点を70点、技術評価点を30点と設定しています。価格評価点は、失格基準価格と同額で入札をした場合に最高点にあたる70点になり、入札金額が予定価格に近づくにつれ評価点が低くなるよう設定しており、予定価格と同額で入札した場合が点数として一番低くなります。

(事務局)

A 公告では具体的な計算式を提示しておりますが、複雑な計算式であり、口頭では説明しづらいところです。申し訳ありません。

(委員)

Q 先程の質問の意図としては、入札金額が1億円以上違うにも関わらず、価格点の差が約0.3点しかないということは、技術評価点で1～2点の差がついてしまうと、価格評価点での逆転ということがないのではないかと思ったところによるものです。

(事務局)

A 今回、最も入札金額が高かった業者と低かった業者の差は約1億6000万円ですが、約41億円の予定価格からすると、約4%の差に留まるものです。また、今回落札した業者の価格評価点は約69点でしたが、仮に予定価格と同額での入札であった場合には価格評価点が約63点となり、価格評価点は約6点下がることとなります。6点あれば2番手の業者との順位が変わることとなります。

(委員)

Q 約1億6000万円という金額は大きな金額かと思いますが、予定価格が高額であることから、価格点に換算した時には、その差は小さいものに

留まるということですね。そうすると、予定価格が高額な場合には、技術評価点で1～2点という差がつくと、その差は一見すると小さいように見えますが、1億円以上高額な入札金額の業者でも落札に至るということでしょうか？

(事務局)

A 先程の説明と重なりますが、仮に今回の落札業者が予定価格と同額で入札していれば、価格点による逆転が起こっていたように、価格による評価を蔑ろにしているわけではありません。しかし、今回は技術提案を求めているなかで、各社が優れた提案を施工現場で実現するためには相応の経費が必要なことも想定され、技術評価点が高い業者の入札金額は高くなる傾向にあるものと思われま

(委員)

Q 総合評価落札方式の応札の方法についてお聞きします。共同企業体は技術評価の点数を把握したうえで、落札できるであろう価格で応札してくるのでしょうか？

(事務局)

A 入札書提出締切日の1日後に技術評価点を公表します。共同企業体としては、技術評価点の予想をもとに入札金額を決定しているものと思います。

(委員)

Q 技術評価点について、最も低いところで10点、最も高いところで21.5点と大きな差がありますが、どういった点が評価されているのでしょうか？答えられる範囲で結構です。

(事務局)

A 6つの技術提案内容に3点ずつ配点されており、合計で18点分あります。公告で提示した6つの課題に対する提案をお願いしました。発注者の設計した内容に対して標準的な内容の提案であれば0点、優れていれば1.5点、特に優れているものには3点の評価としています。これらの配点及び評価基準については、三重県公共工事総合評価意見聴取会において適当であるとの意見をいただいておりますが、本市議会においても技術評価点の差の大きさについてご指摘をいただいているところです。今回は0点、1.5点、3点の3段階で採点しましたが、例えば0点、0.75点、1.5点、2.25点、3点の5段階で採点していれば、もっと差は小さくなったかもしれません。採点方法等については、今後、研究及び場合によっては改善が必要と考えています。1つの提案内容に対し最大3つの提案ができ、その中で1つでも良いものがあれば、それを採用し得点にするようにしていましたが、3段階の採点であったため、その中間的な基準がなく、点数とらなかった提案があったのかもしれませんが。技術評価点については、津市藤方第2雨水幹線築造工事技術審査委員が審査しています。本市議会でも、もっと透明性

が必要ではないかとのご意見をいただいております。

(委員)

Q 津市藤方第2雨水幹線築造工事技術審査委員は市の関係者ですか？

(事務局)

A 市の職員で構成されています。

(事務局)

本市における総合評価落札方式に係る経緯を簡単に説明させていただきます。総合評価落札方式とは、価格のみでなく、価格と品質が優れた業者に公共工事を受注してもらうことを目的に始まった制度でございます。この方式にはいくつかの種類がありますが、本市においては、大きく分けて、最も高度な技術提案型をはじめ、工事成績重視型、地域力活用型の3種類に分類しております。本市のこれまでの発注においては、過去の工事における成績点を評価項目とすることで、受注者の品質確保に対する意欲向上につながることを目的の一つとして、そのほとんどを工事成績重視型として発注してまいりました。しかし、過去の工事成績を含め、発注時に参加業者の評価点が分かってしまう項目が多くなった結果、一部の業者から、自社の努力によって評価点を獲得できる項目の設定を希望する旨の意見がありました。こうした意見にも対応する発注方式として技術提案型が挙げられます。本市においては、過去に新最終処分場の建設工事を技術提案型として発注しましたが、工事目的物がかなり特殊であったこと等から、その分野に精通した専門家を審査委員として招くなど、必要に迫られて技術提案型として発注したところです。一般的な工事において技術提案型として発注したのは、今回の工事が初めてであります。技術提案項目を含めた評価項目や配点については、第三者機関であり、学識経験者で構成される三重県公共工事等総合評価意見聴取会に諮り、適当であるとの意見をいただいたうえで発注しました。実際に参加業者から提出された技術提案に係る審査については、業者のヒアリングを含め、本市技術職員が審査することとし、審査基準として、本市の仕様書程度の内容であれば0点、プラスアルファの内容であれば加点されるという基準にしました。結果的に大きな差がついてしまったことについては、今後の改善案について、上下水道管理局とも協議してまいりたいと考えております。

価格点に関して、他社より低い入札金額にもかかわらず価格点があまり変わっていないのではというご意見についてですが、総合評価の主旨として、価格のみでなく、価格と品質が優れた業者を選定するということがありますので、発注者の意図として、低入札価格調査基準価格を下回った場合には、入札金額が低くなっても、あまり価格点が伸びないような設定をした結果によるところです。しかしながら、このあたりのバランスについては難しいところもありますので、今後については、国や県の発注方法も参考にしていきたいと考えております。

(委員)

Q 工事成績重視型や地域力活用型については、価格以外の評価点を審査する審査会は設置されないのでしょうか？

(事務局)

A 誰が審査しても同じ点数になる評価項目であるため、新たに審査会を設置するのではなく、既存の審査会において審査をしております。

(委員)

Q 総合評価落札方式のなかでも技術提案型は市職員の負担が増えるということでしょうか？

(事務局)

A 業者からの提案内容を審査することになりますので、時間や手間が必要になります。また提案する業者側にも負担となる部分もあります。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(イ) 青山高原保健休養地崩落法面詳細設計等業務委託

(委員)

Q 入札結果から見ると、最低制限価格を下回って失格となる業者がいる一方、予定価格と同額で落札されており、不必要に支出が増えているように思い、抽出いたしました。

(事務局)

A 本件入札に参加いただいた5者のうち4者については、本件業務委託の受注意欲が高く、最低制限価格を狙った入札であったと推測するところです。しかしながら、その4者いずれもが最低制限価格を読み違えた結果、失格となり、残った1者が予定価格と同額で落札するという結果になりました。

最低制限価格をわずかに下回り失格となる業者がいる中で、予定価格に近い金額で落札がされるという入札結果については、税金の使い方という面では好ましくないとも言えますが、最低制限価格を適用した入札制度を用いて入札している以上、適正な入札結果であったところです。

ただ、先ほど説明させていただいたとおり、本市においては総合評価落札方式による発注の場合には、低入札価格調査制度を適用しております。低入札価格調査制度は、最低制限価格と同じ算出式を用いる低入札価格調査基準価格を下回った入札であっても、失格基準価格以上で、低入札価格調査をクリアすれば落札となる入札制度でございます。この制度の適用を総合評価落札方式で発注する場合に限らず、試行的に他の案件にも適用することを検討したいと考えています。

(委員)

Q 最低制限価格を下回った4者について、わずかに最低制限価格を読み違える要因はどういったところにあるのでしょうか？

(事務局)

A 明確に要因を特定することは非常に難しいですが、予定価格を公表していますが、その中の直接原価や一般管理費等の内訳までは公表しておりません。そうした中で、数万円読み違えたものではないかと考えております。

※ 本件については、一部今後に検討いただくものの、それ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

(ウ) 津市市営げにやま団地12号館外壁その他改修工事

(委員)

Q 本工事についても、予定価格に近い金額で落札されており抽出いたしました。

(事務局)

A 本件入札に参加いただいた4者のうち3者が最低制限価格を読み違えた結果、失格となり、残った1者が予定価格に近い金額で落札するという結果になりました。

本工事のような建築系の工事については、積算に参考見積を用いることが多く、積算参考資料を公開してないこともあり、3者については、最低制限価格を読み違えたのではないかと考えております。

※ 本件については、一部今後に検討いただくものの、それ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

3 その他

(委員)

Q 津市の発注基準について、今年の6月に変更があったと思いますが、その変更について今年の6月1日に事後的に公表されています。格付けの基となる経営事項審査については、小刻みに制度や運用の改正が行われており、例えば完成工事高についても、制度変更の緩和措置として、現在は業者が2年平均か3年平均を選択することができることや、1件の工事を分割して複数の業種の工事高として計上できるなど、業者が恣意的に各業種の工事高を計上できる状況にあります。さらに技術者についても、3業種以上の資格を持つ技術者であっても、経営事項審査においては1人につき2業種までしか申請できないことがあるため、他自治体においては、経営事項審査における技術者数ではなく、別の方法を用いて格付けの基としています。津市においても、経営事項審査の各種の改正等に合わせた柔軟な対応をお願いしたいと思います。また、

基準の公表時期についても、業者の経営戦略上、事前に公表いただけないものかと思えます。

(事務局)

- A 業者は必ずしも高い格付を希望しているわけではなく、なかには津市の発注状況を鑑みて恣意的に特定の格付を希望する業者もいると聞き及ぶところです。このような状況において、発注基準を事前に公表すると、自社に有利と考える格付に業者数が集中し、実際の発注量とのバランスが取れなくなる恐れがあることから、基準を事後公表しているところです。しかしながら、技術者の件も含め、委員のご指摘はごもっともなところもありますので、来年度以降の発注基準の公表時期等については、本市の契約事務検討会議に諮り検討したいと思います。

条件付一般競争入札

抽出案件①

件名	令和4年度下工公補継第2号 藤方第2雨水幹線築造工事
業種(格付)	土木一式
施工場所	津市藤方地内
工期	契約締結日から起算して1616日間
工事概要	泥土圧シールド工(仕上り内径3, 400mm) 1517m 特殊マンホール工 12箇所 鋼管削進工(内径1, 350mm~1, 500mm) 14m
入札日時	令和4年8月4日 午前9時00分
入札参加資格	<p>(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「条件付一般競争入札実施要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者</p> <p>ウ 条件付一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者</p> <p>エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。</p> <p>オ 本工事の設計業務の受注者(オリジナル設計株式会社)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。 なお、本工事の設計業務の受注者(オリジナル設計株式会社)と資本若しくは人事面において関係がある者とは、次のいずれかに該当するものとします。 (ア) 本工事の設計業務の受注者(オリジナル設計株式会社)の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている者 (イ) 構成員において代表権を有する役員が、本工事の設計業務の受注者(オリジナル設計株式会社)の代表権を有する役員を兼ねている者</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項 特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。</p> <p>ア 構成員の数は3者とし、代表構成員、第2構成員及び第3構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。</p> <p>イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。</p> <p>ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。</p> <p>エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一(当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者)でないこと。</p> <p>カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行ってください。</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間 本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る請負契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。</p>

入札参加資格

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として掲載されている者
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等(建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。)を有する者
- エ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者(出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者)
- カ 官公庁等で発注され、過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者(共同企業体による工事の場合は代表者。ただし、出資比率20%以上のものに限り。)
土木一式工事で発注された仕上り内径2,800mm以上の密閉型シールド工法の工事。官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とします。
- キ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。(専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)
- ク 本工事のうち推進工事の施工時において、推進工事技士を専任で配置できること。(推進工事施工時において他の工事等との重複をしていないこと。上記(4)キに掲げる監理技術者と兼務可)
- ケ 上記(4)キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限り。)

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として掲載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等(建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。)を有する者
- エ 本市の区域内に本店を有する場合は、令和3年度の土木一式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上又は令和4年度の土木一式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上の者とします。
本市の区域内に支店若しくは営業所等(建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。)を有する場合は、審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,100点以上の者とします。
- オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。(配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)
- カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限り。)

(6) 第3構成員の資格要件

第3構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として掲載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者
- エ 令和3年度又は令和4年度の土木一式に係る格付区分がA1の者
- オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。(配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)
- カ 上記(6)オに掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限り。)

令和4年度下工公補第2号

藤方第2雨水幹線築造工事

予 定 価 格	4,093,915,000 円(消費税等相当額を除く)
低入札調査基準価格	3,766,400,000 円(消費税等相当額を除く)
重点調査基準価格	3,653,400,000 円(消費税等相当額を除く)
失格基準価格	3,594,510,000 円(消費税等相当額を除く)

[入札者別の入札金額]

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。(単位:円)

	入 札 者	入札金額 (円)	価格評価点	技術評価点	総合評価点	備考
1	奥村・藪・北嶋特定建設工事共同企業体	3,766,400,000	69.66685	21.50	91.16685	落札決定
2	鹿島・三重農林・広山特定建設工事共同企業体	3,601,520,000	69.98635	17.00	86.98635	
3	大林・日本土建・岩田特定建設工事共同企業体	3,645,000,000	69.90181	12.50	82.40181	
4	熊谷・三和・本州特定建設工事共同企業体	3,766,400,000	69.66685	10.00	79.66685	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

事後審査型条件付一般競争入札

抽出案件②

公 告 日	令和4年8月15日	業 務 担 当 課	津南工事事務所	
業 務 名	令和4年度南白地第1-1号 青山高原保健休養地崩落法面詳細設計等業務委託			
業 務 場 所	津市 白山町伊勢見	地内		
業 務 概 要	路線測量 0.03km 機械ボーリング 30m 一般構造物予備設計 一式 一般構造物詳細設計 一式			
期 間	契約締結の日から 令和5年1月13日 まで			
発 注 業 種	土木関係コンサルタント			
参 加 資 格 関 係 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	
		部 門	河川、砂防及び海岸・海洋	
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が5千万円以上5億円未満であること	
	同種業務 実績要件			
技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）		
	照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年8月26日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年8月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年8月18日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年8月23日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年8月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年8月31日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	8,939,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。			

令和4年度南白地第1-1号
青山高原保健休養地崩落法面詳細設計等業務委託

予 定 価 格 8,939,000 円(消費税等相当額を除く)
最低制限価格 7,090,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)東光コンサルタンツ 三重営業所	7,060,000	失格 (最低制限価格未満)
2	(株)信榮企画	7,070,000	失格 (最低制限価格未満)
3	(株)北斗エス・イー・シー	7,070,000	失格 (最低制限価格未満)
4	(株)三洋開発	7,080,000	失格 (最低制限価格未満)
5	(株)三重新成コンサルタント	8,939,000	落札決定
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

事後審査型条件付一般競争入札

抽出案件③

公 告 日	令和4年9月5日	工 事 担 当 課	市営住宅課		
工 事 名	令和4年度住補第7号 津市市営げにやま団地12号館外壁その他改修工事				
工 事 場 所	津市 神戸	地内			
工 事 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、塗装改修、電気設備改修) ※上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結の日から	令和5年1月23日	まで		
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から	令和4年9月22日	まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から	令和4年9月22日	まで	
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和4年9月14日	午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和4年9月20日	ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和4年9月23日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年9月28日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	36,726,000 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

令和4年度住補第7号

津市市営せにやま団地12号館外壁その他改修工事

予 定 価 格 36,726,000 円(消費税等相当額を除く)

最低制限価格 33,120,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)岸田建設	32,920,000	失格 (最低制限価格未滿)
2	草深林業(株)	33,110,000	失格 (最低制限価格未滿)
3	(株)プロジェクト品川	33,110,000	失格 (最低制限価格未滿)
4	(株)山幸建設	36,500,000	落札決定
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			